

訪問看護重要事項説明書（医療保険）

1. 当社の概要

事業所法人名	株式会社リライフ
所在地	旭川市永山8条1丁目1-23
代表者氏名	代表取締役 小松 良則
電話番号	0166-73-812
FAX番号	0166-73-8133

2. 事業所の概要

事業所名	指定訪問看護ステーションガーデンース南永山
所在地	旭川市永山8条1丁目1-23
電話番号	0166-73-8132
FAX番号	0166-73-8133
事業所番号	2990568
管理者	村本 佳保里
事業の目的	事業者の看護師等が、援助が必要な状態であり、主治医が必要と認めた医療処置が必要と認めた利用者に対し、適正な指定訪問看護等を提供するを目的とする。
運営方針	(1)事業に実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める (2)訪問看護で看護師等は利用者の成長発達促進、全体的な日常生活の維持回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が出来るように支援する (3)事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村とその他の保健・医療・福祉・サービスの提供に努めるものとする

3. 事業所の職員体制

職種	従事する業務	人員
管理者	業務全般の管理	1名
サービス担当職員	サービス担当	26名（常勤 8名、非常勤 17名）
内 訳	看護師	18名（常勤 4名、非常勤 14名）
	准看護師	6名（常勤 3名、非常勤 3名）
	理学療法士	1名（常勤 1名、非常勤 0名）
事 務 員	業務の事務全般	1名（常勤 1名、非常勤 名）

4. 事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、旭川市内区域としています。

5. 営業時間

(1) 営業日：365日（無休）

(2) 営業時間：24時間

* 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備しております。

6. サービスの内容

(1) 「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

①病状・、心身の状況ケア ②清潔ケアなどの日常生活援助 ③お母様の精神的他ケア

④リハビリ指導 ⑤育児指導 ⑥人工呼吸器・在宅酸素・経管栄養などの医療的ケア

⑦発達に応じた育児支援 ⑧母乳育児(授乳介助など) ⑨留守番看護 他

(2) 事業者は、利用者のご希望する日程により訪問看護サービスを提供します。

7. 利用者負担金

(1) 利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記のとおりです。

(2) 利用者負担金のお支払い方法は御利用月の翌月10日以降に請求書を発行しますので、月末までにお支払い下さい。お支払い方法については、平日8：30～17：30までは窓口、お振込、集金でお願いします。尚、御利用者のお名前でお支払いをお願いします。

【お振込先】 旭川信金 東支店 【科目】 普通預金 【口座番号】 0544498

【口座名】 カブシキガイシャ リライフ

★訪問看護料金表（医療保険）

後期高齢者対象の方	・1割・現役並み所得者の方は3割
一般の健康保険等	・未就学児、就学時（中学生まで）はこども医療費受給者証をお持ちの方は旭川市の助成対象となり、ご負担はありません。 ・生活保護世帯に属する方、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭医療費の助成を受けている方は利用料はかかりません。 ・特定医療費（指定難病）等をお持ちの方は、自己負担上限額によって利用料金が異なります。

★キャンセルについて

（１）利用者がサービスの利用を中止する場合には、できるだけサービス利用前日までにご連絡下さい。

全体窓口（連絡先）：0166-73-8132

（２）利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用前日までにご連絡下さい。

★その他の利用料（1時間ごとに加算）

利用料	内訳		金額
時間外料金	営業時間外に訪問した場合	(18:00~22:00)	2100円
		(22:00~06:00)	4200円
		(06:00~09:00)	2100円

8. サービス利用に関する留意事項

（１）サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

①看護師等は、金銭の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは致しかねますので、御了承下さい。

②看護師等は、健康保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上のお世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承下さい。

③看護師などに対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受け致しかねますのでご了承下さい。

④サービス実施のために必要となる備品、電話等の費用は利用者にご負担いただきますのでご了承下さい。

⑤看護師等が担当者会議等において、課題分析情報等を通じて、利用者の有する問題点や解決すべき個人情報等を医療従事者等と共有することがありますのでご了承下さい。

9. サービスに関する苦情窓口

当事業所が行う、訪問看護サービスについてのご相談・苦情については相談窓口で承ります。

窓口設置場所：旭川市永山8条1丁目1-23

事業所：株式会社ライフ

電話番号：0166-73-8132

窓口開設時間：平日8:30~17:30

対応職員：取締役 村本 佳保里

10.緊急時および事故発生時の対応方法

（１）病状の急変やその他の必要な場合は訪問し、必要に応じて速やかに主治医への連絡及び指示を受ける対応をします。

（２）前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

（３）当事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については、速やかに対応します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。わからない点は大小に関わらず、担当看護師か責任者にお尋ね下さい。

11.虐待防止について

当該事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為に、以下の対策を講じます。

①虐待責任者を選任しています。

②苦情解決のための体制を整備しています。

③修等を通じて従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

④サービスの提供中、医療従事者又は養護者（家族・同居人）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報します。

12.情報の開示

事業所の概要・サービス内容について、ケアコラボにて全て開示します。

附則

令和元年8月1日から施行する。